

事業者のみなさんへ お願い

草加市役所

草加市では、近年建設工事や解体工事に伴う苦情が多く寄せられております。

これらの苦情の多くは、事前説明や苦情対応、周辺環境への配慮が十分でないことが原因となっております。

工事を始める前には法令等に基づき必要な届出をする事はもちろんのこと、近隣住民に対して十分な工事説明を行うとともに、苦情に対しても誠意ある対応をお願いいたします。

工事に対しての注意事項

1. 周辺住民に対して、事前に工事内容、工事期間、作業時間、休日、使用機械等の説明を行う。（掲示板の設置、戸別訪問、説明会の実施、お知らせのチラシ※の配布等）

※裏面を参考にしてください

2. 住民の苦情等に対応すべき工事現場責任者を置く。

3. 低騒音、低振動工法を採用し、周囲を防音パネルやシートで養生するなど、騒音・振動の低減に努める。また、作業時間帯への配慮を行うとともに、騒音、振動等公害の発生状況を監視する。

※特定建設作業にあたる作業を行うときには、特定建設作業実施届出書の届出が必要になります。

4. アスベストを使用した建築物の解体作業等を行う場合は、アスベストの飛散防止に努め、可能な限り現場での加工を避ける。

※建築物の解体等を行う際は、石綿の事前調査・報告（一定の規模以上の場合）が必要です。なお、建材に吹付け石綿等を含む場合は特定粉じん排出等作業実施届出が必要になります。

5. 私有地の工事であっても、資材の搬入・搬出等で、道路を一時的に、通行以外の目的でやむを得ず使用する場合は、管轄する警察署長による道路使用許可が必要。道路使用について、許可対象行為になるか草加警察署と協議する。

6. その他、周辺に対する影響で懸念することがあれば誠意をもった対応に努める。

建設リサイクル法
に関する問合せ先
建築安全課建築総務係
電話 048-922-1949

騒音規制・振動規制・
特定粉じん（石綿・ア
スベスト）排出等作業
に関する問合せ先
環境課 公害対策係
電話 048-922-1520

道路使用許可に関する
問合せ先
埼玉県警察草加警察署
電話 048-943-0110

このチラシに関する問合せ先

草加市役所 都市整備部 建築安全課建築総務係 電話 048-922-1949

年 月 日

近隣の皆様へ

解体工事のお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、この度下記の通り解体工事を行いますので、お知らせいたします。

工事中はご不便やご迷惑をおかけすることがあるかと存じますが、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

1 工事名称	
2 工事場所	
3 工事期間	____年____月____日（着工予定）から
	____年____月____日（完工予定）まで
4 作業時間	____曜日～____曜日____時～____時（____休み）
5 発注者	
6 施工業者	
7 問合せ先	現場責任者 _____ 電話 _____－____－_____

（地図など）